

令和元年度

第12回第二農地部会定例会議事録

令和2年3月27日（金）

頸城コミュニティプラザ 2階 202・203 会議室

令和元年度 第12回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和元年3月27日(金) 午後2時分
会 場 頸城コミュニティプラザ 2階 203 会議室

1 出席委員

1番 大 瀧 勇 2番 滝 沢 記 一 5番 笹川 慶一郎
6番 金 井 薫 7番 西 條 弘 子 8番 岸 田 健
9番 秦 正 敏 10番 望 月 博 11番 金 澤 稔

2 欠席委員

3番 村松勝藏、 4番 佐藤正雪

3 職務のため出席した事務局員

安塚区駐在室 班 長 上原 一夫
浦川原区駐在室 主 事 中嶋 慧斗
大島区駐在室 班 長 春谷 正明
牧区駐在室 副主任 上原 敏明
柿崎区駐在室 室 長 保倉 政博 副主任 諏訪部 太
大潟区駐在室 主 任 小林 貴広
頸城区駐在室 副主任 近藤 宏一
吉川区駐在室 副主任 佐野 謙一
三和区駐在室 主 任 上田 良広

4 番 外

・農地利用最適化推進委員

秋山文雄(安塚区)、津幡徹重(〃)
長瀬一成(牧区)、米川尚登(〃)
大滝正秋(浦川原区)
山岸健二(大島区)
小池孝志(柿崎区)、上野登(〃)、宮川武彦(〃)
細谷正夫(大潟区)
関川貞行(頸城区)、大澤純男(〃)
上野栄一(吉川区)、天明伸浩(〃)
前山明(三和区)

※ 欠席・・・山口利一(安塚区)
西山学(浦川原区)、
高橋三登一(大島区)、岩野文義(〃)
上原正彦(牧区)
長井恒夫(柿崎区)
山本誠信(頸城区)
澤田清一(三和区)、福原弥(〃)

・その他・・・無し

5 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

6番 金井薫、 7番 西條弘子

(2) 審議案件

① 安塚区駐在室管内分

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農用地利用集積計画変更について

② 浦川原区駐在室管内分

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

③ 大島区駐在室管内分

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

④ 牧区駐在室管内分

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

⑤ 柿崎区駐在室管内分

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地利用集積計画変更について

⑥ 大潟区駐在室管内分

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第3号 農用地利用集積計画変更について

⑦ 頸城区駐在室管内分

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第3号 農用地利用集積計画変更について

⑧ 吉川区駐在室管内分

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について

- 議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
- 報告第 2 号 農用地利用集積計画変更について

⑨ 三和区駐在室管内分

- 議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について
- 議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

6 会議

柿崎区 駐在室長	<p>【1. 開会】 午後2時00分</p> <p>それでは、これより令和元年度第12回第二農地部会定例会を開催いたします。</p> <p>【2. 部会長あいさつ】</p> <p>会に先立ちまして、初めに大瀧部会長からごあいさつを宜しくお願いいたします。</p> <p>(大瀧部会長あいさつ)</p> <p>それでは、これより農業委員会会議規則により、大瀧部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【3. 資格審査報告】</p> <p>事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>本日の欠席委員は、3番村松勝藏委員、4番佐藤正雪委員ですが、他の委員からはご出席いただいておりますので、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。</p>
議 長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】</p> <p>次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>6番金井薫委員、7番西條弘子委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】</p> <p>議事に入ります前に、上越市農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>ご参会の皆さんは、ご起立をお願いします。</p> <p>5番笹川慶一郎委員の発声をお願いします。</p> <p>(全員起立し、上越市農業委員会憲章の唱和)</p>
議 長	<p>【6. 議事】</p> <p>これより、議案等の審議に入ります。</p>
議 長	<p><u>《安塚区駐在室の議案》</u></p> <p>最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。</p>

<p>議 長</p>	<p><u><議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u></p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>安塚区 駐在室</p>	<p>安塚区駐在室です。よろしく申し上げます。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。1 頁をご覧ください。1 の利用権設定ですが 3 年以内が 2 件、3 年を超え 6 年以内が 3 件、6 年を超え 10 年以内が 5 件、計 10 件、借り手人数 7 名、貸し手人数 10 名です。利用権を設定する土地は、田 53 筆、27,849.81 m²、再設定が 6 件、新規設定が 4 件です。</p> <p>1 利用設定、新規設定 4 件についてご説明いたします。3 頁をご覧ください。番号 2138 番ですが、譲渡人が耕作されていた土地を高齢により、新たに地域の担い手と相対契約を締結するものです。</p> <p>4 頁の番号 2143 番から 2145 番は、これまで契約していた地域の担い手が離農することとなり、合意解約し新たに地域の担い手と相対契約を締結するものです。</p> <p>以上これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><u><報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について></u></p> <p>次に報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>

安塚区 駐在室	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」2件をご報告いたします。5頁をご覧ください。</p> <p>契約内容は、農業経営基盤強化促進法第18条による賃貸借です。</p> <p>解約事由は番号2115番、2116番が借受人の「耕作不便」、返還後の利用計画は、番号2115番が「他者に貸付予定」、2116番が条件不利地のため「休耕」となっております。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
	<p><報告第2号 農用地利用集積計画変更について></p>
議 長	<p>報告第2号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p>
安塚区 駐在室	<p>報告第2号「農用地利用集積計画変更について」ご報告いたします。</p> <p>議案書は6頁をご覧ください。番号2101番、2102番までの2件です。いずれも小作料の見直しによる額の変更であります。小作料以外の変更事項はありません。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p>《浦川原区駐在室の議案》</p> <p>次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
	<p><議案第1号 農地法第3条許可申請について></p>
議 長	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
浦川原区	<p>浦川原区駐在室です。よろしく申し上げます。</p>

<p>駐在室</p>	<p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」をご説明いたします。1 頁をご覧ください。番号 2501 番の 1 件です。</p> <p>譲受人、譲渡人、申請農地は議案書のとおりです。契約内容は、売買による所有権移転です。権利移動の事由は、譲受人は隣接地取得、譲渡人は相手方の要望のため売買するものとなっております。申請地では今後、畑作をしていくと聞いております。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案書の最期に添付の調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>浦川原区 駐在室</p>	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画について」説明いたします。4 頁をご覧ください。</p> <p>1 の利用権設定、10 年超えが 23 件で、合計 23 件です。借り手人数は 3 名、貸し手の人数は 23 名です。利用権を設定する土地は、田 58 筆 58,965.00 m²、畑 1 筆 1,626 m²で、全て新規となります。詳細につきましては 3 頁から 6 頁に記載しました。</p> <p>それでは新規案件について説明いたします。3 頁をご覧ください。</p> <p>期間 10 年超えの番号 2514 番から 2515 番は、従前、農地利用集積円滑化事業で浦川原農業振興公社を中間に転貸されていたものが、直接契約に移行したものです。2514 番から 2515 番についてはこの後の合意解約の報告にも該当します。</p> <p>続けて 3 頁から 6 頁をご覧ください。番号 2516 番から 2536 番は、全て農地</p>

	<p>中間管理機構への貸付けとなります。2516 番から 2522 番、2532 番、2534 番については、従前、農地利用集積円滑化事業で浦川原農業振興公社を中間に転貸されていたものが、中間管理機構をとおした契約に移行したものです。また、この後の合意解約の報告にも該当します。</p> <p>なお、これら利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
<p>議 長</p> <p>浦川原区 駐在室</p>	<p><u><議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について></u></p> <p>議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明いたします。7 頁をご覧ください。</p> <p>権利の設定、期間 10 年越えが 9 件。権利の移転が 2 件です。1 権利の設定について、8 頁から 9 頁をご覧ください。</p> <p>先月の農地部会に上程いたしました農用地利用集積計画のうち、3 月 10 日の公告日をもって農地中間管理機構が農地中間管理権を取得した農地について、担い手へ農地を配分するものです。</p> <p>2 権利の移転について、10 頁をご覧ください。</p> <p>農地中間管理機構から配分を受けた農地を別の担い手へ耕作権を移転するものです。</p> <p>以上が農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見照会があったものです。以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
議 長	<p><u><報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について></u></p> <p>次に報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
浦川原区 駐在室	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」22件をご報告いたします。11頁をご覧ください。</p> <p>契約内容はすべて農業経営基盤強化促進法第18条に基づく賃貸借契約であり、農地利用集積円滑化団体をとおしたものです。</p> <p>番号2535番から2538番は、農地利用集積円滑化事業により浦川原農業振興公社を介して賃貸借がされていましたが、契約を解約し直接契約に移行するものです。先ほどの議案第2号の番号2514番から2515番の関連案件となっております。</p> <p>番号2539番から2556番は、農地利用集積円滑化事業により浦川原農業振興公社を介して賃貸借がされていましたが、契約を解約し、農地中間管理機構をとおした契約に移行するものです。先ほどの議案第2号の番号2516番から2522番、2532番、2534番の関連案件となっております。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>

議 長	<p>《大島区駐在室の議案》</p> <p>次は大島区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>《議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について》</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
大島区 駐在室	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。</p> <p>議案書 1 頁をご覧ください。1 の利用権設定です。利用権設定の内訳は、3 年以内が 5 件、3 年を超え 6 年以内が 16 件、6 年を超え 10 年以内が 1 件、合計 22 件です。借り手 10 名、貸し手 22 名で利用権を設定する土地は、田 66 筆 61,002 m²で、再設定 9 件、新規が 13 件です。</p> <p>新規 13 件についてご説明いたします。2 頁をご覧ください。</p> <p>番号 2913 番から 2917 番までの 5 件は、借り手の経営規模拡大のため、新規に設定するものです。</p> <p>次に 3 頁をご覧ください。番号 2918 番、2919 番は貸し手の高齢化による経営規模縮小のため新規に設定するものです。</p> <p>次に 4 頁をご覧ください。番号 2929 番、2930 番は借り手の経営規模拡大、番号 2931 番及び 5 頁、番号 2932 番と 2933 番は貸し手の意向により新規設定するものです。</p> <p>次に 6 頁をご覧ください。番号 2934 番は借り手の経営規模拡大のため、新規設定するものです。</p> <p>なお、この利用権設定 22 件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>

<p>議 長</p> <p>大島区 駐在室</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p><u>＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞</u></p> <p>次に報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。</p> <p>7 頁をご覧ください。番号 2902 番から 2905 番の 4 件について、契約内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく賃貸借契約です。</p> <p>合意解約の事由について、番号 2902 番と 2903 番は借り手の「耕作不便」によるものであり、返還後の利用計画は「他者へ貸付」です。</p> <p>次に、番号 2904 番と 2905 番の合意解約事由は「借り手の労力不足」返還後の利用計画は、2904 番が「他者へ貸付予定」、2905 番が「他者へ貸付」です。</p> <p>なお、番号 2902 番、2903 番、2905 番の貸付者につきましては、備考欄に記載のとおり、先ほど議案第 1 号で説明したとおりです。説明は以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p><u>＜牧区駐在室の議案＞</u></p> <p>次は牧区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><u>＜議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u></p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」審議いたしますが、今回、3 頁の番号 3355 番は金井委員関連の案件ですので、初めに金井委員関連の案件を審議することとし、議事参与の制限により、金井委員からは一時退席していただきます。</p> <p>(金井委員、退席する。)</p> <p>それでは、3 頁、番号 3355 番について事務局の説明を求めます。</p>

<p>牧区 駐在室</p>	<p>牧区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」金井委員関連の案件、3 頁の番号 3355 番について説明いたします。1 頁をご覧ください。</p> <p>1 の利用権設定、期間 3 年を超え 6 年以内の 1 件で借り手 1 名、貸し手 1 名で利用権を設定する土地は田 1 筆 1,487 m²で再設定です。詳細は 3 頁の番号 3355 番に記載いたしました。</p> <p>この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数ですので、本件は原案のとおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することと決定いたします。</p> <p>(金井委員、席に戻る。)</p>
<p>議 長</p>	<p>次に金井委員関連以外の案件を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>牧区 駐在室</p>	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」金井委員関連以外の案件について説明いたします。</p> <p>1 頁をご覧ください。1 の利用権設定、期間 3 年以内が 3 件、3 年を超え 6 年以内が 12 件、6 年を超え 10 年以内が 10 件、10 年超えはなしです。借り手 14 名、貸し手 24 名、利用権を設定する土地は田 110 筆 87,387 m²、畑 7 筆 2,729 m²で再設定 11 件、新規 13 件です。2 の利用権移転は 3 件で、借り手 1 名、貸し手 1 名、利用権を移転する土地は田 5 筆 9,219 m²です。3 の所有権移転は 2 件で、譲受人 2 名、譲渡人 2 名、所有権を移転する土地は田 3 筆、173 m²です。</p> <p>利用権設定の新規案件について説明します。</p> <p>3 頁の番号 3351 番は、これまでは円滑化事業で牧農林公社が間に入り、同じ借り手に転貸していましたが、利用権の満了に合わせて相対で契約するもので</p>

	<p>す。</p> <p>3352 番は、これまで農作業受委託契約で借り人が耕作していたのを、利用権設定するものです。</p> <p>4 頁の 3357 番、3358 番、3361 番はこれまで自作していた貸し人が、労力不足や兼業による経営縮小により貸付するものです。</p> <p>3359 番は別の借り人が耕作していましたが、利用権の満期をもって新たな借り人に貸付するものです。</p> <p>5 頁の 3364 番、3365 番、3366 番はこれまで貸し人が自作していましたが、労力不足や高齢による経営縮小から、地元の担い手や農地中間管理機構に貸付するものです。</p> <p>5 頁の 3367 番はこれまで別の借り人が耕作していましたが、離農により中途解約し、農地中間管理機構を活用して貸付するものです。</p> <p>6 頁の 3369 番、3370 番はこれまで貸し人が自作していましたが、高齢による経営縮小により、地元出身で地域の担い手として沖見地区で農地を借り受けている借り人に貸付するものです。</p> <p>3371 番は、これまで農作業受委託契約で借り人が耕作していたのを、利用権設定するものです。</p> <p>7 頁の利用権移転 3 件は、法人の構成員の高齢化による経営縮小により、地元出身で地域の担い手として沖見地区で農地を借り受けている借り人に、利用権移転するものです。</p> <p>8 頁の所有権移転 2 件は、これまで譲受人が使用貸借により耕作していた農地を、譲渡し人の要望により贈与で所有権移転するものです。</p> <p>これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。</p> <p>議 長 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p> (「ありません」の声あり)</p> <p>議 長 本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p> (賛成の委員は挙手)</p> <p>議 長 賛成多数なので、本件は原案のとおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
--	--

<p>議 長</p>	<p><議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について></p> <p>次に議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」審議いたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>牧区 駐在室</p>	<p>9 頁の議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明いたします。権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内、番号 3304 番から 3306 番の 3 件です。</p> <p>先月の農地部会で、農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により、農地中間管理機構に貸し付けた農地 34 筆について、市長が農地中間管理機構に借受申出をしている番号 3304 番から 3306 番の農業者に配分するため、利用配分計画案を作成しました。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見照会があったものです。以上でございます。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数ですので、本件は原案のとおり同意することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」審議いたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>牧区 駐在室</p>	<p>11 頁の報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」番号 3314 番から 3316 番の 3 件を受理しましたので報告いたします。</p> <p>3314 番、3315 番の解約事由は「労力不足」で、返還後の利用計画は「他者に貸付予定」です。3316 番の解約事由は「離農」で返還後の利用計画は「他者に貸付並びに一部他者に貸付予定」です。備考欄に関連案件の頁数と番号を記載しました。以上です。</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>柿崎区 駐在室</p>	<p>≪柿崎区駐在室の議案≫</p> <p>次は柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>≪議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について≫</p> <p>議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。</p> <p>柿崎区駐在室です。よろしくお願ひします。</p> <p>議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」番号3702番1件をご説明いたします。</p> <p>1頁をご覧ください。申請地は、柿崎区馬正面地内で農地に隣接しており、親から使用貸借により農業用作業所を建設するものです。2頁に位置図、3頁に土地利用計画図を添付いたしましたのでご覧ください。</p> <p>申請者は、当地で専業農家の認定農業者として親子3人で家族経営協定も結んでいます。また、近年経営農地面積も拡大していることから現在の農業用作業所では対応できないため、新たに建設するものです。適地を検討した結果、申請地に建設することになりました。そこで、このほど畑2,860㎡の内421.7㎡を転用申請するものです。</p> <p>申請地は、農用地に該当しますが、「農業用施設用地」になるため、許可は可能となります。土地利用計画は、農業用作業所1棟で建築面積は188.3㎡で、建ぺい率は、44.5%となります。</p> <p>3頁の土地利用計画図をご覧ください。前面道路の市道から点線で敷地内通路として127.85㎡ありますが、農地法施行規則第29条第1項第1号の該当になり、届出がなされて受理しています。</p> <p>さて、農地転用の工期は、令和2年6月15日から8月31日までです。転用にあたり、生活排水はトイレ、洗面所などの施設がないので処理不要ですし、雨水は地下浸透であり、周辺農地などに影響を及ぼすおそれはなく、転用計画については妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。許可要件である立</p>

	<p>地基準、一般基準ともに満たしていると考えます。</p> <p>また、当地は農振農用地であり上越農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画の変更が必要であり、敷地内通路部分も含めて 549.55 m²を用途変更の面積として手続が進んでおり、5 月末には許可可能の方向であると農政課から聞いております。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><u><議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u></p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」審議いたしますが、5 頁の番号 3910 番は、岸田委員に関連する案件ですので、岸田委員は一時退席を願います。</p> <p>(岸田委員退席)</p>
議 長	<p>それでは、番号 3910 番について事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」岸田委員に関連する案件についてご説明いたします。議案書は 5 頁をご覧ください。番号 3910 番の 1 件です。</p> <p>これまで親子間で農地法第 3 条により使用貸借していましたが、労力不足のため隣接地で耕作している認定農業者に新規に利用権設定する案件です。期間が短いのは他の契約期間と同一終期にするためです。</p> <p>この案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいた</p>

	<p>します。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員が挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、番号 3910 番は、原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p> <p>(岸田委員、席に戻る)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、番号 3910 番以外の案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>柿崎区 駐在室</p>	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」番号 3910 番以外の案件について、議案書 4 頁をもとにご説明いたします。</p> <p>1 の利用権設定の内容は、3 年以内が 9 件、3 年を超え 6 年以内が 6 件、6 年を超え 10 年以内が 4 件、計 19 件、借り手人数は 11 名、貸し手人数は 19 名です。利用権を設定する土地は、地目が田で 58 筆 75,452 m²、そのうち再設定が 14 件、新規設定が 5 件です。2 の利用権移転、3 の所有権移転はございません。</p> <p>詳細については、5 頁の 3909 番から 8 頁 3928 番までの 19 件を掲載いたしました。</p> <p>それでは、新規の利用権設定の説明をいたします。</p> <p>7 頁番号 3921 番 3922 番は、利用権設定の終期満了に伴い地域の担い手に依頼する案件です。</p> <p>次に 3923 番は、これまで親子間で農地法第 3 条により使用貸借していましたが、耕作者の労力不足のため隣接地で耕作している青年等就農者に新規に利用権設定する案件です。</p> <p>次に 3924 番は、利用権設定の終期満了に伴い隣接地で耕作している青年等就農者に新規に利用権設定する案件です。</p> <p>最後に 8 頁の 3928 番は、自作していましたが高齢により労力不足のため地域の認定農業者に新規に利用権設定する案件です。</p> <p>なお、これら 19 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件を原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>大潟区 駐在室</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>≪大潟区駐在室の議案≫</p> <p>次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>≪議案第1号 農地法第3条許可申請について≫</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明いたします。議案書は1頁をご覧ください。番号4601番の1件です。</p> <p>「権利移転・設定の内容」は賃借権の設定で、これまで貸し手と「借人の父親」との間で農地法第3条の賃借権を締結しておりましたが、父親の離農を機に息子に農業経営を継承することとなったため、これまでの賃貸借契約を合意解約し、新たに貸し手と借人(息子)との間で10a当12千円、期間10年の相対契約を締結するものです。また、議案書の最終頁に添付した調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p><u><議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u></p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」審議いたしますが、5 頁の番号 4703 番、4707 番、4708 番は、金澤委員の関連する案件ですので、金澤委員は一時退席を願います。</p> <p>(金澤委員退席)</p>
<p>議 長</p> <p>大潟区 駐在室</p>	<p>それでは、番号 4703 番、4707 番、4708 番について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」金澤委員の関連する案件についてご説明いたします。議案書は 5 頁をご覧ください。</p> <p>番号 4703 番、4707 番、4708 番の 3 件です。まず番号 4703 番です。これまで貸し手と借り手との間で利用権設定していた「田」2 筆について、10 a 当 12 千円、期間 10 年の相対契約を再度締結するものです。</p> <p>次に番号 4707 番、4708 番です。これまで貸し手の自作地であった「田」計 3 筆について、貸し手の要望により、新たに借り手と 10 a 当 12 千円、期間 10 年の相対契約を締結するものです。なお、農地中間管理機構を活用せず相対契約でございます。この案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員が挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、番号 4703 番、4707 番、4708 番は、原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p> <p>(金澤委員、席に戻る)</p>
<p>議 長</p> <p>大潟区 駐在室</p>	<p>続きまして、番号 4703 番、4707 番、4708 番以外の案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」番号 4703 番、4707 番、4708 番以外の案件について、議案書 2 頁をもとにご説明いたします。</p>

1の利用権設定の内容は、3年以内が1件、3年を超え6年以内が1件、6年を超え10年以内が11件、計13件、借り手人数は5名、貸し手人数は13名です。利用権を設定する土地は、地目が田で19筆38,520㎡、そのうち再設定が4件、新規設定が9件です。

次に、2の利用権移転です。件数は6件、借り手人数・貸し手人数ともに2名で、利用権を移転する土地は、地目が田で11筆24,460㎡です。

つづいて、3の所有権移転です。件数は1件、買い手人数・売り手人数ともに1名、所有権を移転する土地は、地目が田で1筆1,419㎡です。

それでは新規設定9件についてご説明いたします。

議案書は3頁をご覧ください。番号4701番です。これまで貸し手の自作地であった「田」3筆について、貸し手の要望により、新たに借り手と10a当12千円あるいは10.6千円、期間3年の相対契約を締結するものです。

次に、議案書の5頁をご覧ください。番号4709番です。先月2月の農地部会で上程いたしました、父親から息子への農業経営の移譲に関連する案件で、これまで貸し手と借り手であった父親との間で利用権設定していた「田」について、利用権設定期間満了を機に、貸し手と借り手(息子)との間で10a当12千円、期間10年の相対契約を締結するものです。

続いてめくっていただいて6頁をご覧ください。番号4710番、4714番、4715番、4716番です。こちらも父親から息子への農業経営の移譲に関連する案件で、これまで貸し手と借り手であった父親との間で利用権設定していた「田」について、利用権設定期間満了を機に、貸し手と借り手(息子)との間で10a当12千円、期間10年の相対契約を締結するものです。

次に番号4711番です。こちらも同様の関連案件で、これまで貸し手と借り手であった父親との間で、農地法第3条の賃借権を設定していた「田」について、息子への経営移譲を目的に合意解約し、貸し手と息子との間で10a当12千円、期間10年の相対契約を締結するものです。

次に1つ飛ばしまして、番号4713番をご覧ください。これまで貸し手と借り手との間で利用権設定していた「田」について、借り手の要望により、新たに地域の担い手(息子)と10a当12千円、期間10年の相対契約を締結するものです。

次に戻って番号4712番です。これまで貸し手と借り手との間で利用権設定していた「田」について、借り手の要望により、新たに地域の担い手と10a当12千円、期間10年の相対契約を締結するものです。

議案書は7頁をご覧ください。利用権移転番号4717番から4722番までの6件の明細についてご説明いたします。まず、番号4719番をご覧ください。こちらの利用権移転に関わる旧借り手、新借り手による土地利用調整に伴い、新借り手へ利用権移転するものです。詳細は議案書に記載のとおりで、10a当の賃借料ならびに契約内容について変更はありません。

次にその他5件の利用権移転の明細についてご説明いたします。

旧借り手である父親の離農を機に、息子である新借り手へ利用権を移転し、

	<p>農業経営を移譲するものです。詳細は議案書に記載のとおりであります。10a 当の賃借料ならびに契約内容について変更はありません。なお、今後 10a 当の賃借料の変更手続きを予定している筆について、準備が整い次第ご報告させていただきます。</p> <p>次に議案書は 8 頁の所有権移転の明細についてご説明いたします。</p> <p>番号 4723 番の 1 件です。これまで農地中間管理機構を介して貸し手・借り手との間で利用権設定していた「田」について、貸し人の要望により合意解約し、他者へ売却、所有権移転するものです。対価額につきましては、双方協議により設定したものであります。</p> <p>これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について></p> <p>議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。</p> <p>議案書は 9 頁をご覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の決定に基づき、市長名をもって協議のあった農用地利用配分計画案について、農業委員会に対し意見を求めるものです。</p> <p>1 の権利の設定です。5 年以上 10 年以内が 1 件、10 年を超えるものが 1 件、計 2 件、借り手人数は 2 名、権利を設定する土地は、地目が田で 4 筆 5,771 m²、新規が 2 件であります。明細は議案書の 10 頁、11 頁に記載のとおりでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

議 長	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
議 長	<p><報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について></p> <p>次に報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は12頁をご覧ください。番号4606番から4610番までの5件です。</p> <p>まず番号4606番です。契約内容は、農業経営基盤強化促進法第18条による賃貸借で、「合意解約の事由」は借人の要望、「返還後の利用計画」は、他者へ貸付です。</p> <p>次に番号4607番、4608番です。契約内容は、農業経営基盤強化促進法第18条による賃貸借ならびに中間管理権・転貸による賃貸借で、「合意解約の事由」「返還後の利用計画」は、地主の要望により他者へ売却するものであります。</p> <p>つづいて番号4609番、4610番です。契約内容は、農地法第3条による賃貸借で、借人自身の離農を機に息子へ農業経営を移譲するため、合意解約したものです。「合意解約の事由」は借人の要望、「返還後の利用計画」は、他者へ貸付です。なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について></p> <p>報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。</p> <p>報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>大潟区 駐在室</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>議案書は 13 頁をご覧ください。番号 4602 番の 1 件です。届出農地は土底浜地内、中央東公園の東側に位置する「登記簿地目 畑」を一般個人住宅とするものです。位置図は 14 頁になります。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p> <p><報告第 3 号 農用地利用集積計画変更について></p> <p>報告第 3 号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p> <p>報告第 3 号「農用地利用集積計画変更について」ご報告いたします。 議案書は 15 頁をご覧ください。番号 4605 番から 4609 番までの 5 件です。いずれも小作料の見直しによる額の変更であります。小作料以外の変更事項はありません。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特にないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>頸城区 駐在室</p>	<p><<頸城区駐在室の議案>></p> <p>次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。1 頁をご覧ください。</p> <p>1 の利用権設定の内訳は、3 年以内が 11 件、3 年を超え 6 年以内が 1 件、6 年を超え 10 年以内が 14 件で合計 26 件、借り手 16 名、貸し手 26 名、利用権を設定する土地は、田 64 筆 81,522 ㎡、畑 1 筆 609 ㎡、再設定 18 件、新規 8 件です。 3 の所有権移転の内訳は、買い手 2 名、売り手 2 名、所有権を移転する土地は田</p>

	<p>9 筆 20,364 m²、畑 3 筆 230 m²となっております。詳細については、2 頁から 7 頁に掲載いたしました。</p> <p>それでは新規の利用権設定と所有権移転についてご説明いたします。</p> <p>2 頁の 5394 番は契約期間満了に伴い、借り手を変えての契約です。</p> <p>5396 番は、以前は農協を間に入れてと契約していたのですが、相対で契約したいということで今回新規となります。</p> <p>5397 番から 5399 番は借り手を変えての契約でありまして、10 頁の報告第 1 号でご報告いたします案件の備考欄と対応しています。</p> <p>4 頁の番号 5404 番は、譲り渡し人が先月の部会案件で取得した農地を貸すという新規契約です。</p> <p>5 頁 5408 番は契約期間満了に伴い、借り手を変えての契約です。</p> <p>5411 番は 10 a あたり 12,000 円で貸し付けるものです。</p> <p>次に所有権移転についてご説明いたします。7 頁 5419 番をご覧ください。畑 3 筆 230 m²を一括で 75,000 円での売買であり、5420 番は田 9 筆のうち、1 筆あたりの単価が 10 万円と 15 万円での売買であるため、いずれも 10 a あたりの単価に端数が出ています。これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p> <p><議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について></p> <p>議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」をご説明いたします。</p>
議 長	
議 長	
議 長	
議 長	
頸城区 駐在室	

<p>議 長</p>	<p>8 頁をご覧ください。権利の設定で 7 件です。詳細については、9 頁 5311 番から 5317 番をご覧ください。いずれも、人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。説明は以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><u>＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞</u> 次に報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>頸城区 駐在室</p>	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」をご報告いたします。</p> <p>10 頁の番号 5307 番から 5310 番の解約理由は「貸し人の要望」で返還後の利用計画については「他者へ貸し付け」で、備考欄の頁と番号については、先ほど議案第 1 号で説明した利用権設定の番号と対応しております。</p> <p>5311 番から 5320 番の解約理由は借り人の「労力不足」で、返還後の利用計画については、「他者へ貸し付け予定」となっており、近くの農業法人に貸し付けることが決まっております。来月以降に利用権設定契約が議案上程される予定です。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>

	<p align="center"><u>＜報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について＞</u></p>
議 長	<p>報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。</p> <p>12 頁をご覧ください。番号 5301 番の 1 件です。届出農地は頸城区西福島地内で国道 8 号線、日之出町交差点から西に入った場所で「登記簿地目 畑」を信越化学工業株式会社の職員駐車場とするものです。位置図は 13 頁をご覧ください。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p align="center">（「ありません」の声あり）</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
	<p align="center"><u>＜報告第 3 号 農用地利用集積計画変更について＞</u></p>
議 長	<p>報告第 3 号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>報告第 3 号「農用地利用集積計画変更について」をご報告いたします。</p> <p>まず、賃借料の単位が誤っていましたので修正をお願いします。15 頁 5320 番、変更後の賃借料が「10,600 kg」となっていますが、正しくは「10,600 円」であります。申し訳ありませんでした。</p> <p>それでは、ご説明いたします。14 頁 5310 番から 17 頁 5331 番をご覧ください。いずれも小作料の見直しによる額の変更であります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p align="center">（「ありません」の声あり）</p>
議 長	<p>（特に質問等がないようですので、）本件を承認いたします。</p>

議 長	<p>《吉川区駐在室の議案》</p> <p>次は吉川区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について＞</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>まず、最初に一部訂正がありますので、訂正をお願いいたします。</p> <p>12、14、16、18、20 頁の農地法第 3 条調査書の上段のところの譲渡人欄の亡野呂義則の名前が逆になっています。義則を則義に訂正してください。</p> <p>それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」を説明いたします。1 頁をご覧ください。番号 6202 番から 6206 番の 5 件でございます。</p> <p>5 件全て財産管理人からの申請で譲受人は全て集落内の農家になります。</p> <p>この譲受人の状況については、議案書の最後の 12 頁からお付けした調査書のとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の該当条項には該当せず、全部効率要件、農作業従事要件、地域調和要件等、許可要件のすべてを満たしています。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件を許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>＜議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」を説明いたします。</p> <p>2 頁をご覧ください。1 の利用権設定の内訳は、3 年を超え 6 年以内が 5 件、6 年を超え 10 年以内が 1 件、10 年超が 1 件で合計 7 件、借り手 5 名、貸し手 6 名で、利用権を設定する土地は、田が 31 筆 42,849.00 m²、畑はなしです。再設定</p>

	<p>3 件、新規 4 件です。2 の利用権移転は無し、3 の所有権移転は、3 件で、買い手 1 名、売り手 3 名、所有権を移転する土地は、田 12 筆 11, 121. 00 m²です。</p> <p>詳細については、3 頁の 6304 番から 6 頁 6313 番までの 10 件を掲載いたしました。</p> <p>それでは、新規の利用権設定の説明をいたします。</p> <p>まず 3 頁の 6304 番と 6305 番は、本来再設定の案件ですが、提出が遅くなったため期間が空くため新規になった案件です。</p> <p>次に 4 頁の 6309 番は、近隣で耕作している法人に貸し付けて規模拡大、耕作の効率化をするものです。</p> <p>次に 5 頁 6310 番は、耕作者の高齢化による労力不足のため自作が出来ないため、農地中間管理機構に依頼する案件です。なお、農地中間管理機構からの案件は来月以降になります。</p> <p>次に所有権移転ですが、6 頁をご覧ください。</p> <p>6311 番から 6313 番までの 3 件ともに、耕作者の労力不足のため自作が出来ないため、地域の農業者へ売却する案件です。</p> <p>6311 番、6313 番は、小作契約の解約が伴うので、10 頁農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の 6217 番、6218 番と結びつきがあります。</p> <p>なお、これら 10 件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p>
	<p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><u><議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について></u></p> <p>議案第 3 号農用地利用配分計画案に係る意見について事務局の説明を求めます。</p>

<p>吉川区 駐在室</p>	<p>議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明いたします。</p> <p>7 頁の 1 権利の設定、5 年以上 10 年以内が 2 件、10 年超が 6 件で設定する土地は田 78 筆 93,618.00 m²、畑はなしで、新規が 8 件になります。次に 2 権利の移転ですが、なしです。</p> <p>詳細について 8 頁 6203 番から 9 頁 6210 番になります。</p> <p>この 8 件は、全て人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします</p>
<p>議 長</p>	<p><u><報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について></u></p> <p>次に、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>吉川区 駐在室</p>	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」をご報告いたします。</p> <p>10 頁の番号 6217 番、6218 番の 2 件です。</p> <p>まず、6217 番は耕作者の労力不足により解約する案件で、他者へ売却で結びつきを備考欄に記載しましたので、ご覧ください。</p> <p>次に 6218 番は、貸出人の要望により耕作者に売却する案件で、結びつきを備考欄に記載しましたので、ご覧ください。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>吉川区 駐在室</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、本件について、承認いたします。</p> <p><u>＜報告第 2 号 農用地利用集積計画変更について＞</u></p> <p>次に報告第 2 号 「農用地利用集積計画変更について」 事務局の説明を求めます。</p> <p>11 頁の報告第 2 号「農用地利用集積計画変更について」番号 6202 番 1 件を説明いたします。</p> <p>この案件は小作料の見直しによるもので、小作料の変更以外はございません。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p> <p>特に質問等がないようですので、本件について承認いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>三和区 駐在室</p>	<p><u>＜三和区駐在室の議案＞</u></p> <p>次は三和区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><u>＜議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について＞</u></p> <p>議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」8601 番の 1 件を説明いたします。申請地は三和区島倉字瀬違 740 番 2 の畑 1 筆、面積は 624 ㎡の内 189 ㎡を申請する面積になります。残りの 435 ㎡分については、畑としての利用と冬期間は除雪した雪の堆積場として利用したいと転用者から説明を受けています。2 頁に位置図、3 頁に土地利用計画図を添付いたしましたのでご覧ください。申請者は現在、市営三和住宅で妻と子供 2 人の 4 人で暮らしていますが、子供の成長とともに住まいが手狭になり、子育てなど将来の事を考え、妻の実家に隣接する申請地に新築することを計画いたしました。土地は譲渡人である祖父から無償で借りられることから、申請地に使用貸借権を設定して住宅を建築するため転用を申請するものです。</p> <p>申請地は、圃場整備された 10 ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接</p>

	<p>しているため、農地区分は第 1 種農地に該当しますが、周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設に該当するため、許可は可能となります。土地利用計画は、住宅 1 棟で建築面積 56.10 m²、建ぺい率は、29.68%となります。住宅の玄関先付近は、土間コンクリートの施工を予定しています。工期は許可日から令和 2 年 12 月末日までです。</p> <p>転用にあたり、生活排水は農業集落排水により処理し、雨水は地下浸透であり、周辺農地などに影響を及ぼすおそれはなく、転用計画についても妥当なものと判断いたしました。市道からの乗り入れについては、道路課との道路工事施工承認申請の協議も済んでおり、転用計画の確実性は高いものと判断いたしました。許可要件である立地基準、一般基準ともに満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><u><議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u></p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>4 頁の「議案第 2 号上越市農用地利用集積計画の決定について」8654 番から 8677 番までの 24 件について説明いたします。</p> <p>利用権設定の内訳は、3 年以内が 5 件、3 年を超え 6 年以内が 3 件、6 年を超え 10 年以内が 14 件、10 年を超えるものが 2 件で、借り手 16 名、貸し手 24 名です。利用権を設定する土地は、田 66 筆 185,555 m²、畑 1 筆 330 m²で、再設定が 14 件、新規 10 件です。</p> <p>5 頁の 8655 番・8656 番は借り手の労力不足により、契約期間を 1 年とするもの、6 頁 8661 番は、契約期間満了を機に耕作者を変更し、新耕作者に貸し付けるもの、7 頁 8663 番・8664 番・8668 番・8669 番は、相手方からの要望や地域</p>

<p>議 長</p>	<p>の担い手への集約を理由として、新たに賃貸借契約を結ぶのです。</p> <p>8665 番は、これまで別の借り手が耕作していましたが、労力不足により耕作を減らしていくことから、新耕作者に貸し付けるものです。関連案件について、「報告第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」で報告案件として上程いたします。</p> <p>8666 番、9 頁 8676 番、8677 番は農地中間管理機構を新たに利用するもので、8676 番、8677 番の賃借料の部分については、賃料を支払っているものと、使用貸借のものがあるため二段に表記しています。8666 番の終期が 7 年 3 ヶ月となっておりますが、他の契約と終期を合わせるためです。8 頁 8674 番、8675 番の終期についても、同様でございます。これらの案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について></p> <p>議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>三和区 駐在室</p>	<p>議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」10 頁から 11 頁をご覧ください。</p> <p>権利の設定について、8602 番の 1 件を説明いたします。権利の設定の内訳は、期間は 10 年を超えるものが 1 件で、借手 1 名、権利を設定する土地は田 2 筆 13,488 m²で、新規設定が 1 件です。人・農地プランに搭載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいた</p>

	<p>します。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
	<p><u>＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞</u></p>
議 長	<p>次に報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>12 頁の報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」8604 番から 8605 番までの 2 件を説明いたします。契約内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく賃貸借契約です。合意解約の事由と返還後の利用計画は、8604 番は労力不足により他者へ貸し付け、8605 番は貸人の要望により地主耕作です。8604 番については備考欄に関連案件を付しています。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、すべての議案の審議を終わります。</p>
議 長	<p>本日の令和元年度第 12 回第二農地部会定例会を終了いたします。</p> <p>(午後 3 時 40 分終了)</p>